

室戸勤労者体育センター指定管理者業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、室戸勤労者体育センターの指定管理者が行う業務の詳細について定めるものとする。

2 施設の設置目的

市民の体育の普及、振興及び健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

3 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 利用者の平等な利用を確保するとともに、地域の関連団体等との連携・協力を努め、体育の普及、振興等に積極的に協力すること。
- (2) 施設利用者の安全確保を第一とすること。
- (3) 施設の効率的な運営を行うこと。
- (4) 利用者のニーズに応じた運営に努めること。
- (5) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ること。
- (6) 利用者にとって快適な施設であるように努めること。
- (7) 個人情報の保護を徹底すること。
- (8) 災害等緊急時の体制を確保すること。

4 管理の基準

- (1) 開館時間：午前9時から午後10時まで

※ ただし市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

- (2) 休館日：1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

※ ただし市長の承認を得て、臨時で休館にすることができる。

(3) 業務内容

① 次に掲げる事業の実施に関すること

- ア 施設及び附属設備の利用許可に関すること。
- イ 施設の維持及び管理に関すること。
- ウ その他施設の設置目的を達成するために必要な事業

② 次に掲げる行為の許可

- ア 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- イ 興業、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- ウ 自動販売機を設置すること。

③ 利用料金の収受・減免

④ その他、市長が必要と認める業務

5 法令等の遵守

室戸勤労者体育センターの管理運営に当たっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 消防法
- (3) 建築基準法
- (4) 労働基準法ほか労働関係法規
- (5) 室戸勤労者体育センター設置及び管理条例、同施行規則
- (6) 室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則
- (7) 室戸市個人情報保護条例及び同施行規則
- (8) その他管理運営に適用される法令で、指定管理期間中、関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

6 安全確保について

- (1) 利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアルを整備し、従業員を指導するとともに、万一に備えて従業員を訓練すること。
- (2) 緊急時対策、防犯・防災対策等の安全確保のための各種マニュアルを整備し、従業員を指導するとともに、万一に備えて従業員を訓練すること。
- (3) 事故等が発生した場合、室戸市に速やかに連絡するとともに、室戸市と協力して必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 施設利用に関する人身保険、盗難等の受託物事故に対応した保険に加入するものとし、その他指定管理者の責めに帰するリスクに対しては、適切な範囲で保険に加入するものとする。

7 業務報告について

- (1) 年度終了後 30 日以内に下記事項を記載した事業報告書を提出すること。
 - ① 管理業務の実施状況
 - ② 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
 - ③ 利用料金の収入実績
 - ④ 管理経費の収支状況
- (2) その他、室戸市が必要とする報告書を提出すること。

8 協議について

この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務内容等については、室戸市と協議して決定するものとする。

9 施設の管理について

指定管理者は、施設の不具合を発見した場合には、軽微な場合を除き、速やかに市に報告すること。

指定管理者は、施設の適正な運営のため、施設の日常点検・保守管理を行うものとする。

また、施設内の清掃を行い、清潔で快適な環境を維持するとともに、敷地内の植栽（樹木、草等）などについても適切な管理を行い、利用者等に支障がないよう努めること。

10 備品等の所有権

指定管理者に貸し付ける備品等については、室戸市の所有とし、その使用及び保管については十分注意すること。指定管理者が購入・搬入する備品については、指定管理者の所有とするが、事前に室戸市と協議すること。

<リスク分担表>

室戸市と指定管理者で負担するリスク分担については、以下のとおりとする。また、規定した事項以外については、双方協議により決定するものとする。

種 類	内 容	負担者	
		室戸市	指定管理者
法令等の 変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	協議事項	
	施設管理者に影響を及ぼす法令変更		
税制度の 変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更		
	施設管理者に影響を及ぼす税制変更		
物価変動	物価変動による経費の増		○
金利変動	金利変動による経費の増		○
事業の中止	室戸市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破たん		○
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他室戸市や指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人的な現象による履行不能	協議事項	
計画変更	事業内容の変更		
運営費の変動	計画内容変更以外の要因による運営費用の増大		○
住民・利用者 への対応	指定管理業務内容、自主事業に対する地域・住民・利用者等からの要望、苦情への対応		○
書類の誤り	管理業務仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
設備・備品等 の損傷・修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外のもの（維持修繕等に係る費用が10万円未満のもの）		○
	上記以外のもの（維持修繕等に係る費用が10万円以上のもの）	○	
第三者への 損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
原状回復	指定管理期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復の費用		○